

平成18年4月教育委員会定例会会議録

報告事項

報 第 1号 和歌山県教育庁組織規則の一部を改正する規則について

報 第 2号 和歌山県教育委員会処務規則の一部を改正する規則について

中村総務課長から、報第1号については、教育庁の組織改編に伴い総務課に施設整備室を、小中学校課に市町村支援室を附置したこと、それに伴い関係課の所掌事務を移管したこと、また、特別支援教育の推進や義務教育の改革等新たな教育の動向に的確に対応するため所掌事務を明確化したことなど、所要の整備を行ったとの説明があった。また、報第2号については、附置室の設置に伴い、教育委員会に付議する事項に、課に附置する室長の任免に関する事項を加えた旨の報告があり、報告のとおり了承された。

報 第 3号 市町村立学校職員の初任給、昇格、昇給の基準に関する規則の一部を改正する規則について

猪谷給与課長から、給与構造改革に基づく市町村立学校職員の給与に関する条例の一部改正に伴い所要の整備を行ったものであるとの説明があった。主な改正点として、第一に新規採用者の初任給を決定する基準表を新たな号給に切り替えたこと、第二に民間等経験者の初任給決定について、従来経験年数に応じた号給を基準号給に加算しているが、その加算する号給の限度を撤廃したこと、第三に職員の昇格の場合の号給決定について、昇格時号給対応表を設け号給の決定を行うこと、第四に給与表の適用を異にする職員の異動の場合、従来第17条の規定に基づき決定していたものを、新たに給料表の適用を異にする異動として規定したこと、第五に昇給日を毎年1月1日とし、校長の職にあるものを特定職員と定め、この特定職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分を5段階に定めたこと、また、病気休暇等で年間6分の1以上及び2分の1以上勤務していない特定職員等の昇給の規定を定めたこと、第六に外国派遣等の休職については、昇給期が延伸

されるため、復職又は復帰した場合、昇給の調整方法を定めたこと、第七に附則関係について説明があった。

委員から、小中学校と高等学校の教員では給料月額に差が生じているのかとの質問があり、課長から差はあるとの回答があり、委員から、給料額に差があることから今後の教員採用の校種や区分について質問があり、山路学校教育局長から、今後の状況をみながら判断したいとの回答があった。委員からは、校種間交流との関わりについて質問があり、学校教育局長から高等学校から小中学校への異動希望者は現在少ないとの回答があり、報告のとおり了承された。

報 第 4号 和歌山県立学校の事務職員等の職の設置に関する規則の一部を改正する規則について

報 第 5号 和歌山県立高等学校規則の一部を改正する規則について

報 第 6号 和歌山県立特殊教育学校規則の一部を改正する規則について

岸田県立学校課長から、県立学校の事務職員の職について、新たに課長補佐級に「主任」の職を設けたこと、それに伴い、和歌山県立高等学校規則と和歌山県立特殊教育学校規則を改正したこと、「岩出市」の市制施行に伴い、所要の改正を行ったとの説明があった。委員から今後学校事務の合理化が考えられるが、「主任」の配置の考え方について質問があり、課長から今後の配置については、事務の共同化や合理化も考えられることから、それらを含めて検討していきたいとの回答があり、報告のとおり了承された。

報 第 7号 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例について

井上健康体育課長から、平成18年度から和歌山県立医科大学が独立法人化することにより、関係項目を削除したとの説明があり、報告のとおり了承された。

報 第 8号 平成18年度学校給食用パン加工賃、麺類加工賃及び委託炊飯

加工賃について

健康体育課長から、学校給食用パン加工賃、麺類加工賃及び委託炊飯加工賃について、適正な価格を保つため、昨年度と同様の価格に定めたこと、牛乳については、農林水産部において前年度より58銭増額の42円12銭に決定されたとの説明があった。委員から農林水産部での価格決定方法について質問があり、課長から入札の結果等に基づき決定されたとの回答があり、報告のとおり了承された。

付議事項

議案第 1 号 平成19年度中高一貫教育校の設置（案）について

総務課長から、平成19年度、桐蔭高等学校に併設型中高一貫教育校を設置し、2クラス80人を募集したいとの説明があった。設置理由として、すでに設置されている向陽中学校が多方面からの高い評価を得ていること、同校の志願者数からみて、和歌山市内及び周辺地域に設置に対するニーズが高いこと、同校において、社会で求められる教育ニーズに対応した計画や体制が準備されていること、教育課程の編成で6年間を2（基礎）・1（充実）・2（発展）・1（飛躍）と捉えた設定がなされていること、4つの地域学を設定し、地域や郷土に根ざした学習を展開すること、また、教育内容等については、夏頃発表する予定であるとの説明があった。

委員から、高等学校ではどの学科に進学するのかとの質問があり、県立学校課長から学校と協議のうえ、決定する予定であるとの回答があった。委員から、どの学科に進学するかを早く決定し、和歌山市内で2校目の中高一貫校として新たな方策を打ち出してはどうかとの意見があった。教育長から、桐蔭高校に設置する中学校においては、専門学科に進学するのではなく、文系・理系の両方を視野にいれ、総合的な人間力を備えた人材の育成を目的に、コース制の普通科に進学するように検討を進めているとの回答があった。委員から志願者が多いから和歌山市内に2校目の中高一貫教育校を設置するのではなく、新たな目標を持った中学校を設置するようとの意見があった。また、委員から中高一貫の中学校から進学した生徒が、高等学校でどのように学力を伸ばしているかが最も大切であるとの意見があった。委員から、2クラス

の同じメンバーで、6年間人間関係が固定されるのは問題ではないかとの意見があり、県立学校課長から中高一貫での進学生徒と高等学校から入学する生徒では、教育課程編成上の違いがあり、それを今後解決する必要があるとの回答があった。

以上の審議の結果、原案のとおり決定した。

議案第 2号 和歌山県指定文化財の指定（案）について

藤井文化遺産課長から、和歌山県指定文化財の指定について、平成18年3月30日に開催した和歌山県文化財保護審議会において、指定するのが適当であるとの答申を得た美術工芸品の宗教法人浄教寺所有「絹本著色当麻曼荼羅図」一幅、「絹本著色十王図」十幅、宗教法人新義真言宗総本山根来寺所有の「木造弘法大師坐像」一躯、「紙本淡彩根来寺伽藍古絵図」一幅、天然記念物の宗教法人御崎神社所有の「姥目の老樹」の指定理由について説明があり、原案のとおり決定した。

議案第 3号 和歌山県立図書館協議会委員の委嘱（案）について

勝丸生涯学習課長から、平成17年度末人事異動に伴って、和歌山県立文書館長が交代したので、新任の館長を委員に推薦したい旨の説明があった。任期については、前任者の残期間の平成19年9月30日までであるとの説明があり、原案のとおり決定された。